

プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

東広島市地域包括支援センター運営業務

(2) 業務の内容

別紙「基本仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 履行場所（募集圏域）

次の圏域を担当する地域包括支援センター（以下「センター」という。）ごとに事業者を募集する。

圏 域	担 当地 区
西条北	西条朝日町、西条大坪町、西条岡町、西条上市町、西条御条町、西条栄町、西条昭和町、西条末広町、西条西本町、西条本町、西条町西条、西条町西条東、西条町下見、西条町寺家、西条町助実、西条町土与丸、西条町吉行、西条下見五丁目から七丁目まで、西条東北町、西条土与丸一丁目から六丁目まで、西条吉行東一丁目から二丁目まで、寺家産業団地、寺家駅前
西条南	西条町馬木、西条町大沢、西条町上三永、西条町郷曾、西条町下三永、西条町田口、西条町福本、西条町御藪宇、西条町森近、鏡山一丁目から三丁目まで、鏡山北、西条中央一丁目から八丁目まで、西大沢一丁目から二丁目まで、三永一丁目から三丁目まで、田口研究団地
八本松	八本松地区
志 和	志和地区
高 屋	高屋地区
黒 瀬	黒瀬地区
北 部	福富地区、豊栄地区、河内地区
安芸津	安芸津地区

(5) 提案上限額（令和9年度から令和13年度まで）

圏 域	提案上限額
西条北	191,705,000円
西条南	158,960,000円
八本松	191,705,000円
志 和	124,050,000円
高 屋	226,565,000円
黒 瀬	191,890,000円
北 部	198,080,000円
安芸津	124,100,000円

※ 提案上限額については、別紙「東広島市地域包括支援センター運営業務委託基本仕様書」

10（1）による配置人数に基づき算定している。

(6) 全体スケジュール

公示日	令和8年5月22日(金)
プロポーザル参加表明書提出期限	令和8年6月5日(金)
質問書提出期限	令和8年6月26日(金)
企画提案書提出期限	令和8年7月6日(月)
ヒアリング、提案審査	令和8年7月中旬～下旬(予定)
審査結果通知	令和8年7月下旬(予定)

2 令和9年3月における引継ぎ業務

公募により選定された法人が、応募するセンターを新規に受託する法人の場合、現在のセンター受託事業者から円滑な引継ぎを行うため、令和9年3月に(期間は3月1日から3月31日の1か月間を予定)、本市と引継ぎに関する委託契約を締結する。当該引継ぎに関する委託料は人件費及び事務費を合計した金額(参考:令和4年度は100万円)とする。このほか、事務所として物件を賃借する場合は、10万円を限度に家賃相当額を加算する予定である(いずれも令和8年5月18日現在)。

このため、令和9年3月には、4月以降に配置する予定職員が、現センターの委託法人からの引継ぎを受けることになるため、必要に応じて、その体制を確保しなければならない。

3 注意事項

(1) プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

(ア) 東広島市税(東広島市に納税義務がない場合は、法人本部が所在する市町村における市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの)(発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。複写可。)

(イ) 法人登記簿謄本(発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。複写可。)

(ウ) 法人が東広島市内で提供している介護サービスの概要

(2) 企画提案書

企画提案書は、別紙「東広島市地域包括支援センター運営業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照して作成すること。

企画提案書は、1者につき1提案とし、正本1部、副本6部を提出すること。

副本6部は審査に用いるため、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加者の負担

参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

ア 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名除

外の措置を行うことがある。

ウ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。

エ 参加表明書及び企画提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の企画提案書を公開する場合

(6) 企画提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング実施場所等

ア 実施日

令和8年7月中旬～下旬（予定）

イ 実施場所

別途通知する。

ウ 時間

1 提案につき原則40分程度（企画提案書説明20分、質疑応答20分）

エ 出席者

出席人数は4名以内とすること。

オ 留意事項

プレゼンテーションに用いるプロジェクター、パソコン及びスクリーンは市で用意するものを使用することができる。

4 審査

ア 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

中村 保（健康福祉部長）

吉岡 志保（健康福祉部地域共生社会担当部長）

中川 晶子（介護保険課長）

渡邊 達生（地域包括ケア推進課長）

渡邊 哲也（広島県西部東厚生環境事務所長）

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

ウ 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

5 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公示に定めるとおり。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）

電話（082）420-0984、ファクシミリ（082）426-3117

メールアドレス hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp